

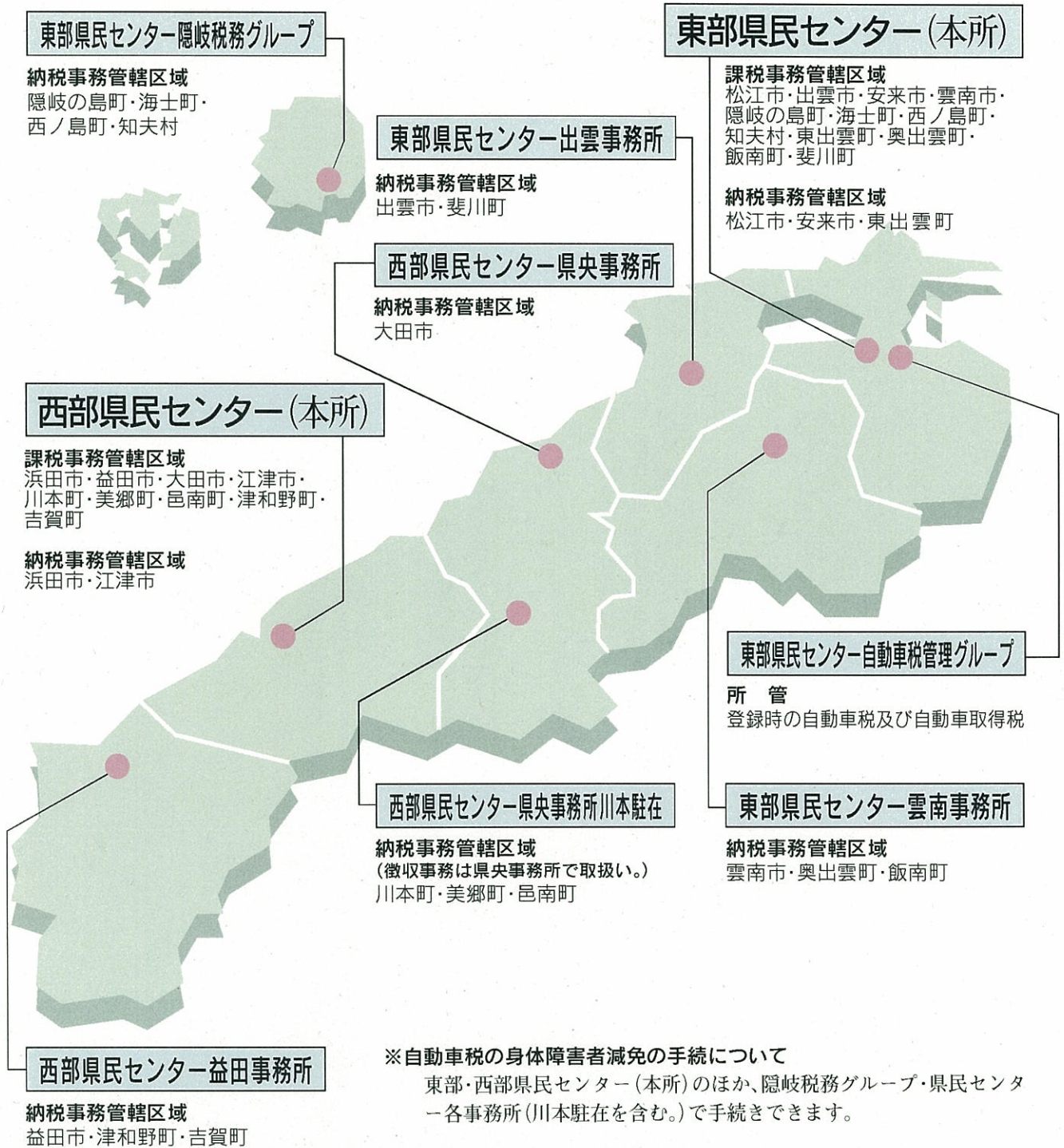
県税を扱う事務所

島根県では、平成18年4月、簡素で効率的な組織を目指し県税を取り扱う地方機関の再編を行いました。
課税事務(申告書の提出・課税に関する問い合わせ・課税免除・減免等)

県東部については東部県民センター(本所)、県西部については西部県民センター(本所)で取り扱います。

納税事務(窓口収納、納税証明・徴収事務・納税に関する相談)

東部・西部県民センター(本所)のほか、隠岐税務グループ・県民センター各事務所で取り扱います。



※自動車税の身体障害者減免の手続について

東部・西部県民センター(本所)のほか、隠岐税務グループ・県民センター各事務所(川本駐在を含む。)で手続きできます。

※軽油引取税の免税軽油事務について

東部・西部県民センター(本所)と隠岐税務グループで手続きできます。